

裁判員経験者の意見交換会議事概要

山形地方裁判所

- 1 日 時 平成24年4月20日(金)午後2時20分から午後4時50分まで
- 2 場 所 山形地方裁判所第1会議室(5階)
- 3 出席者 司会者 水野邦夫(山形地方裁判所長)
裁判官 矢数昌雄(山形地方裁判所刑事部総括判事)
検察官 中島泰徳(山形地方検察庁次席検事)
弁護士 外塚 功(山形県弁護士会弁護士)
裁判員経験者1番
裁判員経験者2番
裁判員経験者3番
裁判員経験者4番
裁判員経験者5番
裁判員経験者6番
裁判員経験者7番

【議事概要】

1 自己紹介及び裁判員裁判に参加した全般的な印象等

(司会者)

山形地方裁判所長の水野と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の意見交換会を開催する趣旨をまず説明いたします。大きく分けて二つあります。1点目として、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想を伺い、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様、直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかと思います。

こうした趣旨のもと、本日は、7名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつをお招きしております。

7名の裁判員経験者の皆様には、率直な御感想、御意見を述べていただければと思います。また、検察官、弁護士、裁判官も出席しておりますので、皆さんからお尋ねになりたいことがあれば、遠慮無く御質問いただければと思います。

それでは、今回出席された方々の御紹介に移りたいと思います。

はじめに、法律家の方々から自己紹介をお願いします。

(検察官)

山形地方検察庁次席検事の中島です。本日は裁判員経験者の意見交換会にお招きいただきありがとうございます。ここで裁判員を経験された方の貴重な御意見を拝聴させていただき、今後の執務の参考とさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

(弁護士)

弁護士の外塚でございます。御苦勞様でございます。県弁護士会には裁判員裁判を含めて刑事弁護全体に対する運営委員会がございます。その運営委員長をやっております。我々も慣れない中で3年を経過しました。常に国選弁護人による裁判員裁判については、複数の弁護人態勢でやるということで研修を積んでおります。是非皆様の御意見を聴いて、より適切な弁護をやっていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

(裁判官)

山形地裁の裁判官の矢数(やす)と申します。今日は皆様お忙しい中、こういう会に出席いただきましてどうもありがとうございます。本日は、率直な意見を聴かせていただければと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

(司会者)

次に、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、自己紹

介を兼ねて、裁判員裁判に参加された全体的な感想や印象などを伺えればと思います。まず、1番の方は通貨偽造、同行使という事案で、自宅のコピー機で紙幣を偽造して使用したというものでしたが、御印象、御感想はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者1)

新聞、テレビ等で報道されているように、裁判員になった場合、自分の職務と日時の折り合いがつくかどうかという不安があったのですが、幸い私の場合は2日間という大変短い期間だったので携わることができましたけれども、これがもっと長い期間かかったりした場合、私自身が関わることはできたかどうか考えさせられたのが感想です。

(司会者)

2番の方の事案の罪名は傷害致死、殺人未遂で、兄弟間の事件であり、自宅で弟に暴行して死に至らしめたというものでしたが、御感想はどうでしたでしょうか。

(裁判員経験者2)

裁判員を担当してまだ半年で、内容ははっきり覚えています。私は、法律のことは全然分からなかったもので、それで裁判員なんか務まるかが一番不安でした。それでも実際に務めさせていただきまして、裁判長を始め、裁判官にいろんな事を質問しまして、何とか無事裁判を終えることができました。それと、裁判というのは、私情に走るといえるか、笑われるようですけども、可哀想で泣きそうになったというのがすごく印象に残っています。

(司会者)

3番の方の事案の罪名は傷害致死で、義理の母に対してベッドの上で暴行を加えて、ベッドから引きずり落として更に暴行を加えて死亡させたというものでしたが、御感想はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者3)

裁判員制度というものがある中で、なぜ私がこういう事件に関わることになったんだろうかと、最初は率直にそう思いました。本来は知らなくてもいいことなのに、こういった形で関わらざるを得ないということに大変複雑な思いで裁判員裁判に参加したことを今でも覚えています。それと3日間の裁判でしたが、裁判が進む中で、家に帰ってもいろいろ思い出したり、抱え込んでしまうようなことも自分なりにはあったように記憶しています。2番の方が泣きそうになったと話されましたが、私は実際に泣きました。私も裁判を通してそういう経験をしましたが、意見交換の中でも話が出るかも知れませんが、量刑を決める評議の時間がとても辛く感じたのを印象的に覚えています。

(司会者)

4番の方の事案の罪名は殺人で、実母に対して首を絞めたり胸を包丁で突き刺したりして死亡させたというものでしたが、御感想はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者4)

非常に残酷な事件で強烈でした。3日間の審理だったのですが、初日選ばれてから現実じゃない世界に入ってしまったような時間でした。本当に映画の中に入っているような感じで過ごしましたがけれども、3番の方も話されたように、家に帰っても、寝る前でも朝起きててもですけど、常に事件のことが頭から離れず、その数日間には本当に、終わってからもそうですけど、結構強烈な印象でした。写真も見ましたし、凶器も見せられるというのが、普通はそんなことを経験しないものですから、いきなりそういう現実を見せられて、非常に強烈な経験だったということを思い出しました。

(司会者)

5番から7番の方が参加されたのは同じ裁判で、罪名は強姦致傷、被告人が運転する自動車の中で女性に対してわいせつな行為をした後、車の外に逃げ出した女性に対して更に暴行を加えて強姦をしようとしたけれども、結局目的は

達成できず、その時に暴行によって女性に対して傷害を負わせたというものでしたが、順次、御感想をお聴かせいただけますでしょうか。

(裁判員経験者 5)

まさか自分が裁判員に選ばれるとは思っていなかったもので、「なぜ私が。」というところから始まり、嫌な予感がしたなと思っていたのですが、先ほどから皆さんが話されているとおり、本当に知らなくてもいい、新聞でただ見ていればいいような事件に自分が関わるということの重さというのでしょうか、そういうことに当たったときに、言葉にできないようなショックを受けました。ただ、今ここに一緒に裁判に関わった方もいるのですが、その時に一緒に裁判員になった方々が本当に良い方で、評議でも意見が言いやすかったですし、いろんな自分の意見も聴いてくださいましたし、私は、やってみて、事件のことよりも、メンバーに言いやすかったということがすごく助かったなということが今思い返されるところです。

(裁判員経験者 6)

まず、守秘義務があるということで、守秘義務自体も良く理解していなかったのですが、この事件の内容を胸にしまって家に帰って、皆さんが言うように、思い出したり怖くなったり、被害者の事を考えて泣きなくなったり、そんな気持ちになってしまうのですが、それを吐き出すこともできないし、どこにぶついたらいいかも分からないし、胸にしまって1か月ぐらいで消えたなと思ったら、また思い出してしまったんですけど、知らなくていい事件を細部まで知ってしまって、苦しい思いをしたなというのが感想です。

(裁判員経験者 7)

全体の概要としては皆さんと同じで、負担感とか同じように感じたのですが、ちょうど自分達がやっているときに、テレビのニュースですごく大きな事件のニュースが頻繁に流れていて、その事が話題になったりして、あれが100日間とかいう事件で、自分達は3日間の審理だったのですが、自分の勤め先が幸

いにして非常に理解がある職場で、これこれこうなんですと説明したら、「あー、分かった。」とすんなり認めてもらえて終わりだったので、全然そういう意味での負担は無かったのですが、あのような大きな事件になるといろいろ難しい面もあるだろうと、実務的な負担はあるだろうと感じました。

2 審理についての感想・意見

(司会者)

それでは、法廷での審理手続に沿って、御感想を伺いたと思います。審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その始めに、検察官と弁護人とが順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述は、皆様、御経験されたとおり、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるかを検察官と弁護人が主張します。その上で、捜査報告書や供述調書を取り調べ、証人尋問、被告人質問へと進みます。そして、検察官の論告、弁護人の弁論、被告人の最終陳述と進み、結審されます。

そこで、(1)冒頭陳述、(2)供述調書などの取調べ、(3)証人尋問及び被告人質問、(4)論告、弁論に分けて、お尋ねしていきたいと思います。

(1) 冒頭陳述について

(司会者)

検察官、被告人双方の冒頭陳述は、いかがでしたでしょうか。長さは適當だったか、また、分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点についてもお聴かせいただきたいと思います。

1番の方が参加された通貨偽造と行使の裁判は、一般の方にはあまりなじみのない事件であったと思いますが、検察官、被告人双方の冒頭陳述は分かりやすかったでしょうか。

(裁判員経験者1)

私達は、裁判をやっているのを見るのはテレビとか映画とかそういうところ

での経験しかないのですが、最初から最後まで、きちんときめ細かく事実の積み上げなんだなということを知りました。過去に私は交通事故で目撃者証人になったことがあります、そのときは、裁判のその時間帯だけ来て帰ったということで部分だけしか見ておらず、裁判全体を流れで見ていなかったもので、今回は細かいこと一つ一つの積み上げがきちんとなされて裁判が始まるのかなという感想を持ちました。長さとかは特に負担感は感じませんでした。

(司会者)

2番の方が参加された傷害致死、殺人未遂事件の裁判は、冒頭陳述の時間が検察官15分、弁護士20分というものでしたが、検察官、弁護士双方の冒頭陳述を聴いて分かりやすかったですでしょうか。

(裁判員経験者2)

もっと専門用語というか、難しい言葉がいろいろ出てくるのかなと思いましたけれども、大体のことは分かるように話していただいたので、理解できました。それでも、最初の頃は緊張していて、内容的、時間的な部分については適当かどうか分かりません。冒頭陳述が終わって、評議室に戻って他の裁判員の方と話をしたりして、やっと肩の力が抜けたというか、内容にも少し踏み込んでいけるようになりました。

(司会者)

その他の方で、この冒頭陳述で、特に分かりにくかったなとか、こういう点は直してもらった方がいいのになとか、御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

(裁判員経験者4)

我々素人からするといきなりスタートなんです。皆さんも覚えているかもしれないですけど、一番最初に法廷に入ったときのあの瞬間、舞台上上がったみたいなの感じ、あの辺りで頭が真っ白になるのです。裁判官は慣れているのでそういうことはないのかもしれませんが、正直言って、皆さんが話されたように

分かったようで分かってなかったですね。控室のほうに行って話をして現実に戻ったみたいな感じになって、「あー、そうなのか。」って思えるようになりました。午前中に選ばれて、午後一番ぐらいにその日の流れを説明されますけど、ただ右から入って左へ抜ける感じで、できれば、前日とかに少し予習じゃないですが、何かあると少し落ち着けるんでしょうけど、いきなりドンなのでたぶん皆さん戸惑ったんじゃないかと思ったんですよ。それが一番です。

(裁判員経験者 5)

そのとおりですね。同じように、並んで一礼してスタートで、専門用語だけでなく私達一般人にも分かりやすい言葉を使って事細かに分かりやすく説明してもらったのは残っているのですが、あそこの場面だけは空白なんですよ。ということは、スタート、はいドンで、全然緊張したままで、一応手は動かしてメモを取ったりはしていた気はするのですが、メモを取ったことがどれだけ自分の頭に残っていたんだろうと考えると、やっぱり覚えていなかったかなと。時間的にも、長かったのか短かったかと言われても、印象もあまりないのですが。何かもうちょっと予告があったからのほうが入りやすかったかなとは思いますが。

(裁判員経験者 7)

自分達の場合は強姦致傷だったのですが、緊張するとかももちろんあるのですが、そうでなかったとしても、その罪名というか、条文と言うんですか、それだけでも始まる前に説明してもらえると良かったかなと思います。強姦致傷と強姦罪で何が違うのかとか、似たような名前の罪名って何が違うのかというところから分からなかったりして、こういうことでこういう罪に問いますよというのを冒頭陳述で言うんでしょうけど、Aっていうことを言うときに、じゃあBと何が違うんだろうと思ったりして、言葉の難しさというより、案件そのものを漠然と聴いてしまっていたという感じもあります。

(司会者)

皆さんの感想を伺っていると、内容の分かりやすさ、分かりにくさ以前に、いきなり法廷に入る緊張であるとか、場に馴染んでいくというかそういうことが難しかったという印象だったのでしょうか。その辺りは、裁判所のほうも感想を踏まえて改善策があるのか、当事者側もより分かりやすい冒頭陳述の方法などを工夫していただければというふうに思います。

(2) 供述調書などの取調べについて

(司会者)

法廷では、被害者や共犯者の供述調書、被告人の供述調書などが読み上げられたと思いますが、供述調書の内容は理解しやすかったですでしょうか。理解しやすかったかどうか、人証を調べるのと比べてどうかといった点についてお聴かせいただきたいと思います。

初めに、話を具体的にかみ合わせていくために、矢数裁判官の方から証拠調べの意義などについて説明を加えてもらいたいと思います。

(裁判官)

冒頭陳述で分かりやすい説明をしていただいても、肝心の証拠調べの中身が分かりにくいようでは、審理が理解しやすく充実したものにはなりません。証拠調べの中身としては、捜査の段階で作られた当事者や関係者の供述調書を法廷で検察官や弁護人に読み上げてもらう供述調書の朗読という方法や、事件の当事者や関係者から法廷で直接話を聴く証人尋問、被告人質問という方法があり、事件を理解するためにはこれらが適切に選択される必要があります。

多くの事件では関係者から法廷で直接話を聴く証人尋問を行ったと思いますが、他方で、事件の関係者などの供述調書を読み上げるのを聴いていただいた事件もあったと思います。この点については、本人から法廷で直接話を聴きたいとお感じにならなかったかなど、率直な感想をお話しいただければと思います。

(司会者)

3番の方が参加された傷害致死事件の裁判では、被告人質問以外の証拠調べは被告人と同居していた二男の証人尋問で行いましたが、例えば被告人の被害者に対する介護状況などについては、分かりやすさという意味では、供述調書を朗読する方法も考えられるところですが、その点はいかがでしょうか。

(裁判員経験者3)

証人となった被告人の息子のことは今でも覚えています。私は、正直、最初はこの証人が何のために来ているのかというのも分からずに話を聴いていたと記憶しています。調書なり、その後の説明なりが、なかなか結び付かないままに法廷でいろんな人の話を聴いていたように思います。それは後々評議の中でいろいろ意見の交換があったり、あるいは裁判官のお話を伺う中で結び付いてはいくのですけれど、なかなか法廷の中で自分ではかみ合わない印象を受けていた記憶があります。その辺りが、あらかじめ、こういったことで説明しますよ、こういうことで物事を進めていくことが予想されますよといったことで、何か私達に説明があればもっと頭に入ってかみ砕かれて物事を見れたかなという感想を持っています。

証人や被告人の話を直に法廷で聴けたということについては、この裁判を自分の中できちんとかみ砕いて意見するということから考えれば、証人というのは大切な存在だったと思います。例えば紙だとか、検察官、弁護士からいろいろ話を聴くよりも、そういった証人というものは最終的な判断をする上では有効だと思いますし、重要な存在だとは思いますが。

(司会者)

4番の方が参加された殺人事件の裁判では3名の証人尋問を行い、被告人の経営する会社の常務が会社の経営状況について、被告人の妻と父親が被告人及び被害者の生活状況などについて、それぞれ法廷で話をしています。その際の証拠調べのやり方は、供述調書と証人尋問をセットにする形で、検察官が証人の供述調書を朗読し、その直後にそれぞれポイントを絞った証人尋問を行うと

いう方法でしたが，供述調書の朗読のみで済ませた場合と比較して理解しやすかったでしょうか。あるいは，すべて証人尋問で行ったほうが分かりやすかったでしょうか。

(裁判員経験者 4)

セットで行ったほうが分かりやすかったと思います。説明していただいて，それで直接聴いて，分かりやすかったです。証人 3 人の方が出てこられて直接その言葉を聴いて，関係と言いますか，夫婦なのに冷たい感じとか，いろんなことを直接感じられたので，それは良かったと思います。

(司会者)

他の方々に，供述調書の取調べについて，御意見，御感想がございましたら，お聴かせ願えますでしょうか。

(裁判員経験者 1)

証人の方の話を聴くことは，参考にしたり物事の理解を深めるために良かったと思うのですが，私が関わったのは自宅のコピー機で紙幣を偽造して使用した事案だったわけですが，刑法に記載されている量刑から量った場合，相当覚悟を持って見なければならぬ内容だったのに，証人の言葉を聴くことによってそのところが薄められていってしまうところがあり，いわゆる感情的に入ってしまう危険はないのかなという感じがありました。裁判員制度自体が一般市民の素直な心に基づいて行われることは十分承知しているのですが，本当に刑法に記載されている量刑の部分と整合性がとれるのかというところをどうしたらいいのかなと感じています。

(司会者)

2 番の方はいかがでしたか。

(裁判員経験者 2)

私は，結果的に一人の人間が亡くなったのは事実ですが，結果だけではなくて日頃からの積み重ねみたいなものがあると思います。証言に立った上司

の方と被告人の奥さんから，日頃の被告人の生活態度なんか随分細かいところまで聴くことができたので，大変参考になって良かったと思います。

(3) 証人尋問や被告人質問について

(司会者)

被告人質問や証人尋問についても，理解しやすかった点や，逆に理解しにくかった点などについて併せてお聴かせいただきたいと思いますが，5番ないし7番の方が参加された裁判のアンケートでは，証人や被告人の話す内容が分かりにくかったという意見も出されていますが，どのように感じましたか。

(裁判員経験者7)

最初に検察官の方の供述調書の朗読があって，検察官がただ読み上げるのではなくて，ディスプレイにその内容を映し出して読み上げをしてくれたのですが，ただ耳で聴くだけじゃなく目でも追えたのである程度分かりやすかったんです。その次に弁護士さんが謝罪文とか報告書の読み上げをずっとされていたんですけど，どうしても内容が似通ってくると，聴いてるだけだと分からなくなってきたんですね。実際の弁護士さんの作業としてそれをいちいちディスプレイに映せるようにパソコンでファイルを作成するというのは非常に負担のかかるものなんだろうなというのは，自分もパソコンを使うので分かるのですが，でも，やっぱり目の前で実際にディスプレイに文が出てきてそれを目で追いながら聴けるというのと，ただ耳でずっと黙って座って聴いてるだけというのでは分かりやすさが圧倒的に違ったんですよ。これは弁護士さんなり，検察官の方の作業の問題にもなるので，やれってというような言い方はできないでしょうけど，こちらからすると目で文を追えるようにディスプレイに文章を映しながら読み上げてもらうと非常に分かりやすくて，頭にも入りやすかったです。最初に非常に分かりやすいものを見せてもらった後だったので，なおさら分かりづらかった面がありました。

(司会者)

今のは供述調書の部分ですね。証人尋問や被告人質問の部分についてはどう思いましたか。この事件は証人が2人いましたが、被告人のお母さんと妹ですか、情状証人という形で出てきたわけですが、この点については特に分かりにくいとか、そういうところは無かったですか。6番の方はいかがでしょう。

(裁判員経験者 6)

特別分かりにくいということはなかったです。

(司会者)

5番の方は。

(裁判員経験者 5)

妹さんの一言が耳に残っています。言葉が胸に刺さって、家族の絆というのを改めて考えさせられたという言葉があったので、記憶に残っています。

(裁判官)

私から質問になるのですが、被告人質問の質問と受け答えは分かりやすかったですか。

(裁判員経験者 7)

証人で来られた御家族は、割とある程度話をまとめてから語られていた感じがあったんで、そんなに分かりづらいという感じはなかったんですけど、おそらく被告人の方が気持ち的にも舞い上がっていたのかどうか、弁護士さんがされている質問とそれに対しての被告人の方の受け答えなどが全くかみ合っていないまま進んでいった場面があって、こっちも何を言いたいのだろうという場面が出てきてしまって、おそらくアンケートとかに出てきたのはその場面だと思うんですけども、ある程度事前に打合せとかまったく無かったわけではないと思うのですが、舞い上がってしまったかして、何とか弁護士さんが一生懸命次々と言い方を変えて質問するんですけど、ずっと同じ答えしか返ってこなくてまったく話が進んでこなくて、あれは裁判の進め方と言うよりも単純に気持ち的な問題だったような気もするので、仕方がなかったのかなと思いますけ

ど。

(司会者)

5番, 6番の方も同じ様な御感想になりますか。

(裁判員経験者5)

そのように感じました。なかなか進まなくなってしまって, うまく引き出せないという感じになったのは記憶にあります。

(司会者)

3番の方の事件でもアンケートの中で証人や被告人の話す内容が分かりにくかったという意見があったんですけど, どういう御感想をお持ちですか。

(裁判員経験者3)

起訴されている部分に対して情状酌量のための証人の話だったと思いますが, 殺人に至ってしまったということだけを切り取るのではなくて, いろんな背景があって, その背景のことをお話しになってもらうために証人がいらっしやっただのだと思いますが, どうしても裁判員裁判で裁判に関わることになる, 私の裁判は死に至らしめてしまった事件なので, 死に至らしめたことだけを切り取って裁判の中身を聴かなければいけないのかと思っていたのですが, いろんな人が出てきて, いろんな経緯なり, あるいは, それまでの関わりなんかを話されるということが, そこがやはり分かっていなかった気がします。それはやはり素人目で裁判に関わっていくことの一つの表れだとは思いますが, 3日間裁判に関わった後に「あー, こういう事だったんだな。」と後から振り返って分かるような事がいくつもあって, AさんがBさんを殺してしまったんだよということに, 我々は集中してというか, 注目してその裁判に関わってしまう姿勢がある中で, 証人の話していることが分かりづらい, あるいは, 被告人が話していることが最終的に量刑を決めることに結び付くのか分からないというのは, そういった事があったと思います。

(司会者)

今のお話というのは、裏返して言うと、検察官だったり、弁護士であったり、質問する側の質問の意図が、どうしてこういう質問するんだろうかとかということが、その場では、ぱっと分からなかったということになるんでしょうか。

(裁判員経験者 3)

そうですね。少なからず法廷の中では分かりづらかったということです。評議の中で、裁判官なり裁判員の方と話し合う中で分かっていくことがあるというか、消化不良だということ失礼ですけども、法廷の中で消化不良だったものが評議の中でかみ砕かれて吸収されていくという感じでした。

(司会者)

他の方はいかがだったでしょうか。質問の意図がよく分からなかった、あるいは、この証言がこの事件とどういう関わりがあるかよく分からなかったという話なんですけども。7番の方はどうでした。

(裁判員経験者 7)

少なからず同じ事は思いました。ただ、幸いにして評議の中でいろいろとかみ砕いていただいたので分かっていったところは多々あります。

(司会者)

逆に裁判員の方にも、もっとこういう点を聞けば良かったのにな、とか思った点とかあったんでしょうか。それが順番に尋問の中で出てこなかったとか、そういうことはあまりなかったですか。あるいは、御自身で質問されたから、聞きたい部分は証人尋問なり、被告人質問の中で出てきたというふうに伺ってよろしいんでしょうか。1番の方いかがですか。

(裁判員経験者 1)

私も法廷で被告人に質問させていただいたので、その点については私は特段の持ち越しというのはございません。

(司会者)

2番の方はいかがですか。

(裁判員経験者 2)

休廷時間ですか，評議室で他の裁判員の方といろいろ話し合って，そこで理解できた部分がかなりあります。だから，先ほど5番の方ですか，裁判員同士がうまくやったという話がありましたが，私の担当した裁判員の方もかなり評議室で意見を言いあって協議ができたと思います。

(司会者)

4番の方はいかがだったですか。

(裁判員経験者 4)

証人尋問とかその辺りになったときには，少し落ち着いてきたような気がします。私の関わった事件の裁判員はみんな評議室に帰ってくると，ため息ばかりついていったような気がします。尋問とかでこうやって犯行を行ったとか出てくるじゃないですか。強烈なものですから，戻ってきて「はぁー。」とやって。分かりやすかったですけど，まだ初日のその辺りでは確かそんなにみんな意見をばんばん出した記憶はないです。意見が出るようになったのは後の方になってからの気がしましたね。

(司会者)

供述調書の取調べとか，証人尋問，被告人質問の時間とか，そういうところについては，このぐらいやるのは仕方がないという御感想か，もっと短くできるんじゃないかという御感想なのか，この辺りはいかがでしょうか。7番の方はいかがでしょうか。

(裁判員経験者 7)

先ほども話が出たんですけども，だいたひ質問の形を変えても同じ答えしか返ってこなくてという展開がずっと続いたので，最初の予定表にあった時間からかなり押したんですよ。あの場合は仕方なかったのかなと思いつつも，やはりある程度のところで進めるように水を向けてもらおうと，またちょっと違う話も聞けたのかなと少し思いました。

(司会者)

今の点は5番の方はいかがですか。

(裁判員経験者5)

同じですね。裁判官も検察官も弁護士の方も同じ事を聞きたくて言葉を変えてそれぞれ聞いてはいるんですけど、全然かみ合わなかったんですよ。それが延々と続いてしまって、それで予定より時間が押してしまった部分もあったんですけど、それはうまく時間を切っていただいたら何の問題もなく、ただそんな中でも自分達が被告人に質問をさせていただいている時間もあったので・・・。

(裁判員経験者7)

まあ、ある程度自分達が引っ張っちゃった部分もあるんですけど。

(4) 論告・弁論について

(司会者)

論告・弁論の際に配られる検察官の論告メモや弁護人の弁論要旨などの内容は分かりやすかったですでしょうか。分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点などについて、お聴かせいただきたいと思います。また、論告・弁論の長さが適当だったかどうか感想をお聴かせください。2番の方はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者2)

ある程度分かりやすい説明で、時間内に全部入っていました。ほとんどの事は理解することができました。

(司会者)

長さ的にはちょうど良いくらいでしたか。

(裁判員経験者2)

自分達が担当した裁判ではほとんど時間どおりに進行したので、あれくらいでいいのかなと思います。

(司会者)

論告とか，弁論とか，裁判員のハートに響いてきたかという部分なんですけども，その点はどうだったでしょうか。

(裁判員経験者 2)

最初のほうは緊張していたんですけど，この辺りになると，内容的にも他の裁判員と意見を言い合って理解することができたので，これくらいで良いと思います。

(司会者)

アンケートの中で，5番ないし7番の方が参加された裁判では，弁護人の説明が分かりにくかったという指摘もありましたが，6番の方はどういう御感想をお持ちだったでしょうか。

(裁判員経験者 6)

最後に論告，弁論ということで刑の内容をまとめていただいて，私の感想としては，検察官の方の論告がとても声通っていて，感情というか話し方も上手で，心に響くところが私にはありました。

(司会者)

5番の方は。

(裁判員経験者 5)

比べてはいけないなと思うんですけども，検察官の方が何度か被告人に対していろいろお話をされる経緯があったんですけども，一つだけ苦労なさったんだなというのがあって，「私の言っている言葉が伝わらないかな。」という言葉をおっしゃったことがありました。

(司会者)

それは，被告人質問の時ですか。

(裁判員経験者 5)

そうでした。ちょっとずれるかもしれないんですけど，それが印象に残って

います。別に検察官と弁護士を比べているわけではないんですけど、どうしてもこう、それが心に残ってしまったなという感じがします。

(司会者)

7番の方は、論告、弁論についてはどういう御感想をお持ちでしょうか。

(裁判員経験者7)

個人攻撃のつもりはないんですけど、やはり検察官の方の上手に抑揚をつけた語り口が非常に印象が強くて分かりやすかったんですよ。どうしてもその直後に話を聴くものですから、比べてしまっって、印象的にはずっと一定のトーンでしゃべられるよりも抑揚をつけて読まれていたほうの論告がより感じたというのがありますね。

(司会者)

ちょっと弁護人の話し方が、言い方は難しいですが、平板だったということですか。

(裁判員経験者7)

一定のトーンでしゃべられてちょっとぼそついた感じで語られる方だったので、正直言うと聴き取りづらかったです。なおかつ、目に見える文字もなく、ぼそっとしゃべられるので。多少ぼそっとしゃべられていても、目の前に字があってそれを追いながら聴くとまた違ったんだと思うんですけど、そういう面では分かりづらかったというか、聴きづらかったというか、そういう点はありませんでした。

(司会者)

1番の方は、論告、弁論について何かございましたか。

(裁判員経験者1)

私に関わった件については、どちらかというとな純事案的な割と分かりやすい事件だったので、検察官あるいは弁護士双方とも、時間的にはそんなに長いという感想は持ってありませんし、話し方などについても、お互いの立場の中

での話し方だったんだろうなという理解をしています。

(司会者)

3番の方はいかがだったでしょうか。

(裁判員経験者3)

私の関わった裁判も日程的には予定どおり進んだ裁判だったのではなかったかなと思います。時間配分とかは長いだとか短かったという印象も無いのですが、その時間が妥当なのかということも分からないで裁判に関わっていたので、今思い起こしても、そこはもっと長く聴きたかったなとか、そこはもっと簡単で良かったんじゃないとかという考えに結び付かないですね。どういうものが妥当なのかということも、経験したことがないので・・・。

(司会者)

内容的にはどうでしたか。

(裁判員経験者3)

内容的には、1日目からずっと続いて大分いろんな事が自分の中でも整理をできているような状況の中でしたので、検察官、弁護士とも内容的には両方分かりました。

(司会者)

4番の方は。

(裁判員経験者4)

検察官の方が格好良く見えて、堂々と言いますか、感情を込めてと言いますか。検察官の方は格好良く、すごいなという印象を受けました。裁判自体は事実をお互い認めている事案で、量刑をどうするかが問題だったのでそんな感じなのかなと。本当に真っ向争うのであれば違う見方もあるのかもしれませんが、争うところが違うところなのでああいうふうになっているのかなと思いましたし、そんなことを言っていないのか分かりませんが、国選弁護士だったので、お金の出所とかその辺はあれなんでしょうけど、そういうのでも違うのか

など、分からないなりにちょっと思いましたけど。乏しい知識の中で、有名な事件をやるというのであればすごいやり取りをするのかもしれませんが、そういう差ってあるのかなと思いましたが。素人目でも、あまりにも、提出される資料も、カラーでいろいろやっているのと、白黒でペロんでは見方も違いますし。その辺はちょっと感じました。

(弁護士)

あえて言えば、検察庁は組織を挙げて人を選んできちっと訓練を受けてるんだと思います。刑事事件だけをやっているわけですからね。弁護士会の弁護士もやってはおりますが、ほとんどの時間は民事をやっていますので、大体、十のうちの一割くらいです、刑事事件というのは。しかし、それでも裁判員裁判が始まってからはアメリカから弁護士を呼んだりして、繰り返し繰り返し訓練をしています。ただ、全員がきちっと均等に訓練が行き渡っているかという点では、今話を聞いてもっともっとやらなければいけないなど。私達はその場で分からなければいけないという考え方をしています。即評議に入るわけですからね。そういう点ではいろんな事案を見せたり、一生懸命訓練をやっているつもりですが、今日話を聞いて、まだまだやらなければいけないなど。ただ、国選だとか、あるいは私選だということで熱意とか差は無いと是非理解していただきたいと思います。

3 評議・判決についての感想・意見

(司会者)

評議では、十分に意見交換できたという御感想でしょうか。また、評議においては、裁判官から、法律用語や法律解釈についての説明があったかと思いますが、それは分かりやすかったかどうか、率直な御意見を伺いたいと思います。

まず、3番の方がいかがでしょうか。たびたびアンケートを持ち出して恐縮なんですけど、アンケートの中ではもう少しゆっくり評議したほうが良かったのではないかというような意見も一部あったようなのですが、3番の方はその点ど

うお感じになったでしょうか。

(裁判員経験者 3)

正に量刑を決めるあたりの話だと思います。求刑4年で、最終的には懲役3年、執行猶予5年だったと思いますが、三日間の中の三日目、最終盤にその作業があった中では、いろんな意見が出ましたので、その意見をまとめる時間が少し足りなかったというふうに私は思います。

(司会者)

実際には、矢数裁判官、この評議はどのくらい時間を掛けてやったんですか。

(裁判官)

通常どおり、二日目の審理を終えてから、1時間強くらいやって、ある程度皆さんの意見を聴いた上で、皆さんに意見を持ち帰ってもらうのは大変だと思うんですが、もう一度今夜ゆっくり考えてきてくださいという形で、翌日9時半から12時くらいまでなので、2時間半、休憩が入るので実際には2時間くらいだと思うので、合計だと3時間強くらいですね。そのくらいの時間で最終的な結論を出したということになります。

(司会者)

3番の方は、実際に決断していくのは難しかったという御感想ですか。

(裁判員経験者 3)

はい。非常に難しかったですし、辛い時間だというふうに冒頭にお話したとおりです。もっと時間が必要で、最終的に時間を掛けても掛けなくても同じようなことに、もしかしたらなったのかもしれませんが、そのところは、大変助かったなと思うのは、裁判官の皆さんの人柄というか、それには随分救われたような気がします。

(司会者)

4番の方は、評議について、十分にできたという御感想でしょうか。

(裁判員経験者 4)

さっきも言いましたけど、私がやったのは、事実関係を争われてなかったものですから、十分だったと思います。

(司会者)

5番の方はいかがだったですか。

(裁判員経験者5)

二日目が先ほど言ったように伸びてしまって、結局二日目はほとんど出来ずに、三日目の午前中でほとんど全部だったような気がするんですけども。

(司会者)

午前中どのくらい時間をかけてやったか覚えてらっしゃいますか。

(裁判員経験者5)

9時半から12時前くらいだったと思います。

(司会者)

皆さん十分に意見は言えたという御感想ですか。

(裁判員経験者5)

はい、そうですね。

(司会者)

1番の方は。

(裁判員経験者1)

評議については、他の方がおっしゃったように、裁判官の方が大変丁寧さがあるって、私たち裁判員の意見のところの聴取とといいますか、聴き取りの部分については、このくらいでといってもいいくらい本当に一生懸命に引き出し、とといいますか、他にもっと御意見等はありませんかというような感じで、十分過ぎるくらい聴いていただいたかなという気がしています。ですから、時間的に長い短いということについては、さほど気持ちの中で足りなかったとか長すぎたという感想は持ってありません。

(司会者)

2 番の方はいかがですか。

(裁判員経験者 2)

評議室では、自分の意見を十分に言うことができました。他の裁判員の方々も十分言っているように思いました。判決については、判決の後は、終わってほっとしたのが一番です。

(司会者)

評議に基づいて、実際には裁判官が判決を書くことになるわけですが、判決の内容は、評議の結果が十分反映されたものになっていたかどうかということなんですが、その点について特に御意見のある方はいらっしゃいますか。

(裁判員経験者 1)

「保護観察」というそのものを裁判員の方が、内容を全然理解していないと感じましたので、どこかで説明が必要なんじゃないかと感じました。

(司会者)

どうもありがとうございました。他に判決について御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。いらっしゃらなければ次の話題に移りたいと思います。よろしいですか。

4 検察官、弁護人の法廷での言動、態度について

(司会者)

検察官、被告人双方の言動とか態度について、今までもいくつか出てきてはいるんですけども、今まで出てきた以外のことで、特にございましたら伺っておきたいと思うんですけども、何かございますか。

(裁判員経験者)

(特に意見なし)

5 これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会者)

最後になりますけれども、これから裁判員となられる方について、冒頭にも

申し上げましたけれども、皆さんお一人ずつ、メッセージをいただければと思っております。まず1番の方、いかがでございましょうか。

(裁判員経験者 1)

今日のこの意見交換会の冒頭で申し上げたとおり、これがもし相当数の日数の制約のかかるような事案だったら自分はどうなんだろうかなと思いました。裁判員として選ばれた方だけでなく、職場や社会の理解や家庭の事情で介護を自分でしなければいけないとか、裁判員裁判がもっと回数が多くなった場合に、やれる人とやれない人のところの差がどういうふうに出てきたりするのかなあという、ちょっと心配な感じを持っております。メッセージとして、どういふことをこれからの方に申し上げたいかということ、間違いなく、社会の中で、自分の関わりのところは、いろんなところについて、自分として成長できるなというふうに思っております。新聞の読み方一つにしても、あるいは、いろんな社会のトピックス的なものにしても、自分だったらどういうふうだろうというような考え方なんかにも基づくところがあるので、そういう制約がかかっているところについて、免除していただけるような方であれば、是非、選ばれた方でしたならば、やっていただきたいと、それは年齢とか経験とか男女とか、あるいは学歴とかなんてのは一切関係なくて、やれる裁判員制度なんだろうなという理解のところもお伝えしたいなと思っております。

(司会者)

どうもありがとうございました。次に2番の方、お願いいたします。

(裁判員経験者 2)

メッセージとはちょっと違うかもしれませんが、確か候補者に選任された時点において、正当な理由なく断ると罰せられることがありますとか確か書いてあったように記憶しています。正当な理由とは、いろいろな理由、こういう場合は断ってもいいですよと書いてありましたけれども、自由に、私やりたくありませんとか、そういうあれは、できるようにしてもらったらありがたいと思

います。あれ以外の理由でも簡単に断ることができるようにしてもらえればありがたいと思います。

(司会者)

これから裁判員になる方へのメッセージはいかがですか。

(裁判員経験者 2)

私がそうでありましたように、かなり、裁判所と聞いただけで、固まってしまうようなイメージがあったんですけども、実際、裁判員になって、裁判長始め裁判官、本当に親切で、サポートがあって、イメージが変わり、私も裁判員をやることができました。だから、これからなる人も、たぶん、そう考える人がほとんどだと思いますので、大いにこの制度には参加してもらいたいと思います。

(司会者)

それでは3番の方お願いいたします。

(裁判員経験者 3)

決して裁判は楽なものではなかったですし、繰り返しですが大変辛いものでした。その後の負担感というのも薄れつつはありますが、無かったわけではありません。ただ、私も1番の方と同じ様な意見というか、今後裁判員になられる方へのメッセージとしては、裁判を通して、何か自分がこう、成長できたような、社会の見方とか、今まで以上に幅広く、より深く、見ていけるような、そういったふうになっていったのかな、この裁判を通して、何かが変わったことはあったなというふうに思ってますし、ちょっとうまく伝えることは出来ませんが、そういった気持ちはありますので、今後の方へのメッセージとしてはそういうことです。

(司会者)

どうもありがとうございました。じゃあ続いて4番の方、お願いいたします。

(裁判員経験者 4)

最後に選ばれたときの通知が来たときに、家族や友人や、仕事関係の方に、こういうのが来たのでということで話したときに、様々な反応でした。大変な経験ではありましたが、これから候補になられた方は、是非できれば、問題がなければ、是非参加していただいて、経験していただければと思います。大変ですけど、やっぱり成長できた気もしますし、本当はこんなに裁判なんてない世の中が一番いいんでしょうけど、新聞なんかも見て、ちょっとした裁判の事件もすぐ目に入って、関心を持つようにもなってますので、「ああ、ここでこうして、この日に判決が出るんだ」なんて一人で勝手に解釈しながら新聞を見るようになってますし、まあ、それがいいか悪いかは別としても、プラスにはなるのかなと思います。是非辞退なさらずに、やっていただいたほうがいいのかなと思います。

(司会者)

5番の方、お願いいたします。

(裁判員経験者5)

皆さんがおっしゃったとおりなんですけど、最初自分に通知が来たときに、本当に正直嫌でした。まさか自分がっていうところからスタートしたので、本当に断れるものなら、断れる理由を何度も見返して、断る理由を探そうと思ったんですけども、どこにも当てはまらず、経験させていただきましたが、経験させていただいた結果、やはり皆さんと同じように、損はしなかったなということは本当に思うんです。自分自身成長させていただいたなと思います。関わる事案にもよるんでしょうけれども、後々家に帰ってからの心の負担とか、そういうケアもしっかりしていただきましたし、そういうこともあるので、是非断らずに参加して、参加したらとは強くは、それなりに負担はあるものですから、是非ってことは私はあまり言えないんですけど、私自身は参加させていただいて、勉強になりましたし成長させていただきました。先ほどからおっしゃっているように、新聞を本当に、今まではちらっとしか目を通さなかったん

ですけれども，山形地裁とかってなると本当に食い入るように見るようになってしまって，裁判官の名前とか見るとああって思ったり，そうやって新聞を見る機会もすごくこう丁寧に1ページ1ページ見るようになりましてし，社会勉強になったなというふうに思いますので，もしそういうことがありましたら，経験なさったほうがいいのではないかなというふうに思ってます。

(司会者)

次に6番の方，お願いします。

(裁判員経験者6)

皆さんのおっしゃっていたとおりなんですけど，事案にもよると思いますけれども，やはり，関わるということは，すごく心にも負担になりますし，会社を休んだり，小さい子供がいる人は預けたり，自分の生活にも負担が掛かってきて，正直，裁判員に選ばれてしまった人に，やったらとは，軽くは言えないような感じのものだなと，私は思いました。あとは皆さんと同じ意見です。

(司会者)

最後になりましたが，7番の方，お願いします。

(裁判員経験者7)

ちょっとだけ違う話になるんですけれども，メンタルケアですか，案内みたいなのを配られたんですけど，ああいうのがあるんだということを，知ってるの方が少なかったと思うんです。自分も知らなかったですし。ああいうフォローアップがあるんだと。最初に呼ばれたときにすごいたまたま偶然なんですけど，自分と同じ会社の人もある場に呼ばれてたんです，あの50人の中に。で，すごいビクビクしてて，証拠写真なんか見せられるのは嫌だとか，血を見るのが怖いとか。実はこういうのあるんだよみたいに見せたら，ああそういうフォローがちゃんとあるんだと，投げっぱなしではないんだと納得されていたので，ああいうのがあるんだというのはもうちょっと広める方法があればいいのになと思いました。スタッフの方のフォローもそうですし，あと，制度と

してのフォローもあるんだというのは。そういうのが分かれば、嫌だという忌避感も薄れていくんじゃないかなと思いました。

6 法律家からの感想

(司会者)

それでは最後に、今日参加しておられます法律家の皆さんのほうから、今日の皆さんのお話を伺ってどういう御感想をお持ちになったか伺えればと思います。まず、中島検事、お願いします。

(検察官)

いろいろ御意見を聴かせていただき、ありがとうございました。まず、私としてすごく印象的だったのは、いきなりスタートで、私も傍聴席の方から見ていますけれども、皆さんが冒頭陳述とか、理解していただいているな、メモを取ってる姿を見て、これはいい感じで理解してもらえてるんだと思ったら、全然違うということが今日はっきりと分かりました。検察官としては、そこが重要なので、この証拠によってこの事実をやりますので、証拠調べのときには、この証拠のときはこういう点を注意してくださいっていうふうに説明してるはずなんです。おそらく皆さんもその場ではそう聞いているんでしょうけど、もう右から左、ぼうっとなってる、そういうことを聴いて、やはりその点をきちんと初めから理解をして、証拠調べに入っただけのようにまだまだ改善をしなければいけないかなと思っております。今後の山形地検の裁判員裁判のやり方を見守っていただいて、また逆に傍聴席から見て、こういう点がもう少しこういうふうにした方が本当は裁判員は分かりやすいという意見があれば、検察庁の方にもそういう意見を寄せてください。どうも本当に今日はありがとうございました。

(司会者)

次に、外塚弁護士、お願いします。

(弁護士)

途中で発言して申し訳ありません。私たちもこういう裁判員の皆さんの話を聴くのは初めてです。本当に今日は参考になりました。同時に、裁判所は非常に丁寧であり、検察官は格好良いと、弁護人はダメだということをつくづくと思ひ知らされましたので、我々自身も本当に訓練をして、また、たくさん若い弁護士も増えてきているので、この6月も土日、合宿みたいにして訓練をする予定で、繰り返しやらなければいけないかなと思ってます。いかに裁判員の心をつかむか、読み上げるような、文書を読むような弁護はもうやめましょう、書面は捨てようと、アイコンタクトで、裁判官の目を見て、自分の気持ちを言いなさいというふうに、訓練しているつもりではありますけれども、なかなか至らなかったことをつくづく今思いました。同時に、私たちは分かりやすいということと同時に、仮に争いのない事件でも、判決が出るまでは無罪が推定されてるんだということ、それから、疑わしきは罰せないと、この原則を、弁護士としては貫けられるような裁判員裁判の法廷にしなければいけない、皆さん被告人は普通のこういう、腰縄手錠でなく、我々の横にいるということもそういうことです。そういうことをやはり分かりやすさと同時に、刑事事件の鉄則を貫くように引き続き努力しなければいけない。ちょうど3年になりましたので、特に裁判員の皆さんの心のケアの問題、心理負担について弁護士会も意見書をまとめました。裁判員同士が横に連絡を取るというのも一つの方法ではないかと、いろんなことを考えていきたいと思いますが、いずれにしても、勉強をこれからますますしなければいけないということをよく分かりましたので、頑張りたいと思います。ありがとうございました。

(司会者)

では最後に、矢数裁判官から御感想をお願いします。

(裁判官)

どうも本日は、御協力ありがとうございました。貴重な話を聴けて、聴けてというか、特に証人尋問が分かりづらい、被告人質問が同じ答えの繰り返した

というのは、そのまま私の訴訟指揮がまずかったということに、即つながって
くると思って、うーんと思って聴いていました。これから、より分かりやすい
裁判にするために、一層努力したいと思いますので、是非暖かい目で見守って
いただければと思います。本日はありがとうございました。

以 上